## 朝鮮民主主義人民共和国で修正・補充された 社会主義憲法について

朝鮮社会科学院法律研究所研究員 リ・マンソク(李晩碩)

偉大な指導者金正日同志は次のように 述べた。

「社会主義憲法は政治、経済、文化生活をはじめとする国家社会生活の原則を全面的に規制し、他のすべての法規範と規定作成の方向と基準を与える国家の基本法です。」(『金正日選集』増補版第10巻146頁)

一般的に憲法といえば、国家主権を 握っている階級の意思と要求にあわせて 国家社会制度の基本原則、国家機関の 組織と活動原則、公民の基本権利と義務 を規定した国家の基本法を言う。憲法が 他の法と区別される特性は、それが国家 社会制度の基本問題を規定し、すべての 法令と立法の基礎となり、最高の法的効力 をもっており、ただ最高主権機関のみが採 択、修正、補充できるということである。

共和国の憲法は偉大な領袖金日成 同志の自らの発起と細心な指導に基づ き、1948年9月8日人民民主主義憲法が、 1972年12月27日社会主義憲法が採択さ れた時から今日に至る長い期間、金日成 同志を共和国の内閣総理、主席に、金正 日同志を共和国の国防委員会委員長に、 敬愛する最高指導者金正恩同志を共和 国国務委員会委員長に敬い、金日成主席 と金正日総書記、金正恩委員長の賢明な 領導の下、革命発展の各段階、各時期に 作り出された国内外情勢と変化した現実 的要求に即し、絶えず修正、補充され、わ が人民の革命闘争と建設事業を法的に 頼もしく保障する力強い武器として自らの 使命を果たしてきた。

## 1. 共和国における憲法発展の 歴史的過程

わが人民は1948年9月8日、北南総選挙 を通じて組織された最高人民会議第1期 第1回会議で、全朝鮮人民の一貫した意思を反映して作成され、全人民的討議を経た臨時憲法草案を朝鮮民主主義人民共和国憲法として採択し、金日成主席を朝鮮民主主義人民共和国内閣総理として高く推戴した。

人民民主主義憲法は10章104条からなり、第1章「根本原則」、第2章「公民の基本的権利及び義務」、第3章「最高主権機関」、第4章「国家中央執行機関」、第5章「地方主権機関」、第6章「裁判所及び検察所」、第7章「国家予算」、第8章「民族保衛」、第9章「国章、国旗及び首都」、第10章「憲法修正の手続き」で構成されている。

人民民主主義憲法は祖国解放後、わが国で独創的に実行された反帝反封建 民主主義革命の成果を法的に確認、固着 させ、社会主義への移行条件を整え、人 民民主主義制度の下で、労働者、農民を はじめとする勤労人民大衆の利益を基本 にして、各界各層の広範囲な人民大衆の 利益を共に擁護した憲法だった。人民民 主主義憲法は採択後、革命と建設が深 化発展するにつれ、国家社会生活で起き た重要な社会関係を反映し、5回に及んで 修正・補充された。

わが国で人民民主主義憲法が採択され、それを武器にして反帝反封建民主主 義革命と社会主義革命が成果的に実行され、政治、経済、文化など、国家社会生 活のすべての分野で成果的な変化が成 し遂げられた新しい現実は、共和国北半 部に樹立された社会主義制度をさらに強 固にし、社会主義の完全勝利のための闘 争を力強く推し進めるために、社会主義憲 法を採択することを切実に要求した。

革命発展の要求を深く洞察した金日成 主席は社会主義社会の本性に合う社会 主義憲法を制定することを発起し、1960年 代初めから憲法基礎委員会を構成し、新憲法草案を準備し、1972年12月27日、最高人民会議第5期第1回会議で採択するように指導した。

金日成主席が自ら作成し、発表した社会主義憲法は、11章149条からなり、第1章「政治」、第2章「経済」、第3章「文化」、第4章「公民の基本権利と義務」、第5章「最高人民会議」、第6章「朝鮮民主主義人民共和国主席」、第7章「中央人民委員会」、第8章「政務院」、第9章「地方人民会議、人民委員会及び行政委員会」、第10章「裁判所及び検察所」、第11章「国章、国旗及び首都「で構成された。

わが共和国は国家主席制を法化し、わが人民の数千年の歴史で、初めて高く敬う金日成主席を朝鮮民主主義人民共和国の主席に高く推戴した。社会主義憲法では、国家主席制を新たに取り入れ、国家機関体系を主権機関、行政的執行機関、司法検察機関体系に規定した。

主権機関体系には最高人民会議と最高人民会議常設会議、共和国主席と中央人民委員会、地方の各級人民会議と人民委員会が、行政的執行機関には、政務員と地方の各級行政委員会が、司法検察機関には中央裁判所、道(直轄市)裁判所、人民裁判所、特別裁判所と中央検察所、道(直轄市)検察所、市(区域)、郡検察所、特別検察所が属した。

わが共和国は社会主義建設で成し遂げた新しい勝利と成果を法的にさらに強固にし、変化した国内外環境に合わせて、社会主義偉業を擁護、固守し、輝かしく完成させるため、1992年4月9日、最高人民会議第9期第3回会議で社会主義憲法を修正、補充した。修正、補充された社会主義憲法では「国防」を憲法の独立的な章に設定し、国防委員会委員長が一切の武力を指揮、統率することと、国防分野の原則

を新しく規制し、最高人民会議をはじめとする中央国家機関の任期を従来の4年から5年に、地方人民会議をはじめとする地方国家機関の任期を2年から4年に修正した。修正、補充された社会主義憲法は、わが人民が社会主義建設で成し遂げた勝利と成果を法的に強固にし、社会主義偉業を擁護、固守し、輝かしい完遂に対し重要な原則と課題を全面的に規定したチュチェの社会主義政治の憲章であった。

1994年7月8日、一生涯、常に人民たちを思いながら、わが党と人民、革命武力を勝利に導いてくれた民族の父であり、チュチェの太陽である金日成主席が、突然逝去したことは、わが党と国家、人民にとって最も大きな損失で、わが革命と国家建設歴史において、経験したことのない最も難しい試練であり、父なる主席の予期せぬ逝去で、わが共和国の50年の歴史で初めて国家元首職がいないという重大な事態となった。

また、帝国主義者と機会主義者の悪辣な策動によって、多くの国で社会主義が崩壊し、敵の反共和国孤立、圧殺策動が極度に達し、わが人民は経済的難関と、相次いで襲い掛かった厳しい自然災害に見舞われた。

共和国は変化した現実の要求に即し、1998年9月5日、最高人民会議第10期第1回会議で社会主義憲法を修正、補充した。修正、補充された社会主義憲法では、序文を新しく取り入れ、序文を憲法の構成体系の一つに設定し、その内容を朝鮮式に独創的に規定した。

序文では、金日成主席の主体的な国家 建設思想と不滅の業績を法化し、共和国 の社会主義憲法を金日成憲法として正式 化した。序文では、金日成主席は共和国 の創建者であり、社会主義朝鮮の始祖で あると明記し、金日成主席の建国思想と業 績、特出な偉人的風貌について集約的に 規定し、党の領導の下、金日成主席を共 和国の永遠の主席として高く敬い、金日成 主席の思想と業績を擁護、固守し、継承 発展させ、チュチェ革命偉業をあくまで完 成させていくという、わが人民の確固たる 信念と意志を法化した。

修正、補充された社会主義憲法では、 まず国家機構として主席制を無くし、主席 の権能の中で、法公布権、特赦権、条約 公布権、外交代表の任命および発表権等 の権限を新しく組織された最高人民会議 の常任委員会に譲った。主席制を無くした ことは、わが人民の胸の中に朝鮮民主主 義人民共和国の主席の職名を永遠に父 なる主席の尊名と結びつけようとする金正 日総書記の崇高な道義心と金日成主席に 対するわれわれ人民の切々たる恋しさと欽 慕の情をそのまま反映したのである。次に、 国防委員会が国家主権の最高軍事指導 機関だけではなく、全般的国防管理機関と して、わが国の国家機関体系で中枢的機 関になると規定した。

また、朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長の権能について新しく規定した。朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長にいっさいの武力に対する指揮統率権と国防活動全般に対する指導権を与え、国防委員会委員長が政治、軍事、経済力量の総体を指揮統率するわが国の最高役職であり、わが祖国の栄誉と民族の尊厳を象徴し、代表する神聖な役職であると規定した。

また、中央人民委員会は最高人民会議常任委員会を新しく取り入れ、その法的地位を最高人民会議の休会中の最高主権機関として、最高人民会議の休会中の最高主権機関として、最高人民会議の代議員の中から長期にわたり国家建設事業に参加し、傑出した貢献を成した活動家を名誉副委員長として選挙することについて規定した。また、主席制が無くなる条件で、最高人民会議常任委員会委員長が国家を代表するように国家の対外外交を能動的に進められるようにした。

さらに、政務院を内閣に変更し、行政的 執行機関、全般的国家管理機関としての 内閣の地位と権能をはるかに高くし、国の 行政経済事業から、内閣責任制、中心制 をさらに強化していくよう、内閣総理が共 和国政府を代表すると規定した。また、従 来の地方人民委員会と行政経済委員会 を統合し、人民委員会とし、人民委員会が 主権的機能と行政的執行機能を共に遂 行できるよう規制し、地方人民委員会が人 民生活に責任をもつ主体としての責任と 役割をしっかりと行うようにした。

わが共和国で社会主義憲法が金日成

憲法として定式化され、国防重視の国家 機構体系が確立した時から10年の歳月が 過ぎた、2009年4月9日に行われた最高人 民会議第12期第1回会議では、変化した 環境と、わが革命発展の新しい要求を反 映し、社会主義憲法を再び修正、補充す る重大な措置をとった。

修正、補充された社会主義憲法は、序文と7章172条の構成で、先軍時代の要求に合わせ、朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長を憲法の独立的な節として設定し、その法的地位と任務、権限を新たに規制し、国防委員会の法的地位と任務、権限を新しく規定し、社会主義憲法の全般内容を先軍思想としてさらに一貫させ、規定した。

修正、補充された社会主義憲法では、 朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委 員長が国の政治、軍事、経済力量の総体 を指揮統率し、共和国の国家体制と人民 の運命を守り、国の防衛力と全般的国力 を強化、発展させる活動を組織、指導する 朝鮮民主主義人民共和国の最高指導者 であると規制し、国防委員会委員長は共 和国の全般的武力の最高司令官となり、 国家のいっさいの武力を指揮、統率すると 規定した。また、国防委員会委員長は、国 家の事業全般を指導し、国防委員会の事 業を直接指導し、国防部門の重要な幹部 を任命、または解任し、外国と締結した重 要な条約を批准、または廃棄し、特赦権を 行使し、国の非常事態と戦時状態、動員 令を公布し、命令を下す任務と権限を有 すると規定した。

国防委員会は一切の軍事力に対する 指揮、統率のみならず、軍需工業をはじめ とする国防事業全般に対する事業を全 部掌握し、指導する国家主権の最高国防 指導機関であり、国家の重要な政策を立 てて、国家の全般的武力と国防建設事業 を指導し、国防委員会委員長の命令、国 防委員会の決定、指示実行状況を監督 し、対策を講じて、国防委員会委員長の 命令、国防委員会の決定、指示に反する 国家機関の決定、指示を廃止し、国防部 門の中央機関を設置または廃止し、軍事 称号を制定し、将領以上の軍事称号を授 与して決定と指示を下すことに対して規定 した。修正、補充された社会主義憲法は、

革命武力と国防事業全般に対する金正 日総書記の唯一的領導をさらに確固と保 障し、国の全般的国力を絶えず強化してい くわが党の先軍政治実現の威力な武器 だった。また、社会主義憲法に規制された 中央検察所の名称を最高検察所に、中央 裁判所の名称を最高裁判所に修正した。

2009年4月9日歴史的な最高人民会議 第12期第1回会議で、社会主義憲法を修 正、補充した時から3年が過ぎた2011年12 月17日、数十年間白頭で開拓されたチュ チェ革命偉業を百勝の一路に導き、祖国 と人民、時代と歴史の前に永久不滅する 業績を積み上げた民族の父である金正日 同志があまりにも急に、あまりにも早く逝去し た。金正日同志は、わが人民と人民軍将 兵の中で、朝鮮民主主義人民共和国国 防委員会委員長の職名と切っても切れな いほど結びついている。

朝鮮の前途に限りなく蒼々とした未来が 広がっている歴史的な時期である2012年 4月13日に召集された最高人民会議第12 期第5回会議で、社会主義憲法が修正、 補充された。修正、補充された社会主義 憲法は、まず、序文に偉大な指導者金正日 同志の不滅の国家建設業績と特出な偉 人的風貌を法化し、金正日総書記を共和 国の永遠の国防委員会委員長に敬い、わ れわれの社会主義憲法を金日成一金正 日憲法に定式化した。

序文では、わが共和国の創建者であり、 社会主義朝鮮の始祖である偉大な金日 成主席と、わが共和国を不敗の強国に立 ち上がらせた金正日総書記の万古不滅 の国家建設業績と特出した偉人的風貌 を集約的に明文化し、金日成同志を共和 国の永遠の主席として、金正日同志を共 和国の永遠の国防委員会委員長として高 く敬い、朝鮮労働党の指導に基づき、チュ チェ革命偉業を最後まで完成していこうと するわが人民と人民軍将兵の確固たる信 念と意志を反映した。

また国防委員会の第1委員長職制を新 しく規制し、憲法の該当条文を修正した。 社会主義憲法では、金正日総書記が築き 上げた独創的な国防委員会制度の革命 的真髄を100%継承する原則で国防委員 会の第1委員長職制を新たに設け、国防 委員会の第1委員長が国家の最高指導 者として対内外活動をはじめとする国家の 全般の活動を総指揮することができるよう に規定した。

国家機構部分を修正、補充したのは、 国防委員会委員長職名をただ金正日総 書記の尊名に結びつけ、わが共和国の尊 厳と国力を最上の境地に築き上げた金正 日同志をわが共和国の永遠な国防委員 会委員長として高く敬い、チュチェ革命偉 業を最後まで継承、完成していこうとするた めである。

わが革命が新しい段階に入り、重大な 歴史的時期に社会主義憲法を修正、補充 したのは金日成主席と金正日総書記を永 遠に敬い、金日成同志と金正日同志の国 家建設思想と業績を永遠に輝かせ、社会 主義強国建設と祖国統一偉業を早めるた めの聖なる闘争において新たな里程標と

2013年4月1日最高人民会議第12期第 7回会議では、社会主義憲法を再び修正、 補充した。社会主義憲法を再び修正、補 充しなければならなかったことは、2013年4 月1日、錦繍山太陽宮殿法が、2012年9月 25日に行われた最高人民会議第12期第6 回会議で全般的12年制義務教育を実施 するに対する法令が採択されたことと関連 する。

領袖永生偉業は金日成同志に対する 最も高潔な道義心を備えた金正日同志が 歴史上初めて開拓し、金正恩同志が新し い高段階に深化、発展させた偉業であり、 全般的12年制義務教育の実施は、金正 恩同志の崇高な祖国観、後代観、未来観 が集約されている重大な措置として、わが 共和国が教育強国、人材強国、社会主義 文明国へ力強く突き進んでいくことを世界 に誇示する一大事変になった。

修正、補充された社会主義憲法は、ま ず序文で「金日成同志と金正日同志の偉 大な思想と指導業績は朝鮮革命の万年 財宝であり、朝鮮民主主義人民共和国の 隆盛、繁栄のための基本的保障であり、金 日成同志と金正日同志が生前の姿で安置 されている錦繍山太陽宮殿は領袖永生 の大記念碑であり、全朝鮮民族の尊厳の 象徴で、永遠な聖地である」と内容を補充 1,50

また第45条を「国家は、1年間の就学前

義務教育を含む全般的12年制義務教育 を現代科学技術発展の趨勢と社会主義 建設の現実的要請に即して、高い水準で 発展させる。|に修正した。社会主義憲法 に全般的12年制義務教育を高い水準で 発展させることに対する内容が新しく補充 されるにしたがい、わが共和国は金日成 主席と金正日総書記、金正恩同志の主体 的な教育思想と業績を万代に永遠に輝 かせ、全人民が高い文化知識と健康な体 力、高尚な道徳品性を持って、もっとも文明 的な条件と環境で社会主義文化生活を 思いきり享受し、すべての社会に美しく、健 全な生活気風が満ちあふれる社会主義 文明国を成果的に建設していけるように

共和国の社会主義憲法は2016年6月 29日に行われた最高人民会議第13期第4 回会議で修正、補充された。修正、補充さ れた社会主義憲法は、まず序文で「朝鮮 民主主義人民共和国と朝鮮人民は偉大 な金日成同志と金正日同志をチュチェ朝 鮮の永遠な指導者として敬い、朝鮮労働 党の領導の下、金日成同志と金正日同志 の思想と業績を擁護、固守し、継承発展さ せ、チュチェ革命偉業を最後まで完成して いくことである。」「朝鮮民主主義人民共 和国の社会主義憲法は偉大な金日成同 志と金正日同志の主体的な国家建設思 想と国家建設業績を法化した金日成-金 正日憲法である。|と内容を明白にした。

また、第6章 [国家機構]部門の第1節 「最高人民会議」で、第91条の5号と7号 で「国防委員会第1委員長 |を「国務委員 会委員長」に、11号と12号で「最高検察 所」を「中央検察所」に、「最高裁判所」を 「中央裁判所 | に修正した。第2節 「朝鮮 民主主義人民共和国国防委員会第1委 員長 |を「朝鮮民主主義人民共和国国務 委員会委員長 |として新しく規制し、第100 条から第105条の内容において、「国防委 員会第1委員長 |を「国務委員会委員長 | に修正した。

2019年4月11日最高人民会議第14期 第1回会議と、8月29日最高人民会議第14 期第2回会議での憲法修正、補充は社会 主義憲法の8回目、9回目の修正、補充だっ た。

偉大な金日成一金正日主義国家建設

思想を確固たる指導的な指針として掲げ、 国の戦略的地位と国力を新たな高さに上 げ、社会主義偉業遂行で根本的である転 換をもたらすことが今日わが共和国政府が 直面する重要な闘争課題である。

今回の社会主義憲法の修正、補充は、いわばわれわれ国家に対する重大な課題を成果的に実現するための憲法的保障を築くためである。今回、社会主義憲法を再び修正、補充した立法的趣旨は、第1に、われわれ国家を永遠なる領袖の国家として建設しようとする全朝鮮人民の一途な意思を法律化することにある。

したがって、憲法序文には「わが共和国 が偉大な主席と偉大な総書記の思想と領 導を具現したチュチェの社会主義祖国で ある。」を「朝鮮民主主義人民共和国は、 偉大な領袖金日成同志と偉大な指導者 金正日同志の国家建設思想と業績が具 現したチュチェの社会主義国家である。| に、金正日総書記が永生不滅のチュチェ 思想、先軍思想を全面的に深化発展さ せ、自主時代の指導思想として輝かせると ともに、チュチェの革命伝統を断固として 擁護、固守し、純粋に継承し発展させ、朝 鮮革命の命脈を確実につないだという内 容を「偉大な指導者金正日同志が偉大な 領袖金日成同志が創始した永生不滅の チュチェ思想を全面的に深化発展させ、 全社会の金日成主義化の旗高く社会主 義建設のすべての分野で奇跡と変革の 新しい歴史を創造し、歴史上、初めて領袖 永生偉業を開拓し、チュチェの革命伝統 を純粋に継承発展させ、朝鮮革命の命脈 を堅固につないだ。」に修正、補充し、「偉 大な領袖金日成同志と偉大な指導者金 正日同志を敬うことで、わが共和国は富強 で自主的な国家建設の根本的であり、中 核的な課題を立派に解決した世界に唯一 無二の国家実態として光を放つようになっ た。」と内容を新しく補充した。

第1章「政治」の第3条を「朝鮮民主主 義人民共和国は、偉大な金日成一金正日 主義を国家建設と活動の唯一な指導的 指針にする。」に修正した。

憲法序文と第1章の内容を修正、補充 することで、われわれ国家が名実共に偉大 な領袖金日成同志と偉大な指導者金正日 同志の独創的な国家建設思想と業績を 輝かしく継承していく偉大な領袖の国家として強化、発展していける憲法的土台をさらに確固と築き上げることができた。

社会主義憲法を再び修正、補充した立 法的趣旨は、次に、国務委員会を中枢とす る朝鮮式の国家機構体系をさらに完備す ることで、国家事業全般において、金正恩 同志の絶対的な権威を保障し、唯一的指 導をさらに徹底に実現しようとすることにあ る。

第6章第2節「朝鮮民主主義人民共和 国国務委員会委員長」において、第100条 を「朝鮮民主主義人民共和国国務委員 会委員長は、国家を代表する朝鮮民主主 義人民共和国の最高指導者である。」に、 第101条で「朝鮮民主主義人民共和国国 務委員会委員長は、全朝鮮人民の総意 に基づいて最高人民会議で選挙する。

朝鮮民主主義人民共和国国務委員会 委員長は、最高人民会議代議員として選 挙しない。」と条文を新しく補充した。

「第102条 朝鮮民主主義人民共和 国国務委員会委員長は、朝鮮民主主義 人民共和国の全般的武力の最高司令官 になり、国家のいっさいの武力を指揮、統 率する。」を「第103条 朝鮮民主主義人 民共和国国務委員会委員長は、朝鮮民 主主義人民共和国の武力総司令官にな り、国家のいっさいの武力を指揮、統率す る。」に修正し、第103条を104条に変え、第 104条に規制された朝鮮民主主義人民共 和国国務委員会委員長の任務と権限に 最高人民会議法令、国務委員会の重要 な政令と決定の公布権と外国に駐在する 外交代表の任命及び召還権をさらに補充 した。

第4章「国防」の第59条を「朝鮮民主主義人民共和国の武装力の使命は偉大な金正恩同志を首班とする党中央委員会を擁護し、守り、勤労人民の利益を擁護し、外国の侵略から社会主義制度と革命の成果、祖国の自由と独立、平和を守ることにある。」に修正した。

第6章第3節「国務委員会」の任務と権限を規定した第101条に「国務委員会は、朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長の命令、国務委員会の政令、決定、指示に反する国家機関の決定、指示を廃止するという内容、最高人民会議の休会

中に内閣総理の提議によって、副総理、委員長、相、その他の内閣成員を任命、または解任する」という内容、第111条に国務委員会の決定、指示と共に政令を下すという内容を補充した。

第4節「最高人民会議常任委員会」と 第7節「地方人民委員会」で、朝鮮民主 主義人民共和国国務委員会委員長の命 令をすべての部門法の上に置き、執行す るように修正し、第8節「検察所と裁判所」 においても、検察所、裁判所が国家機関 の決定、指示が朝鮮民主主義人民共和 国国務委員会委員長の命令に反してい ないかを優先的に監視するということをさら に付け加えた。

このように憲法を修正、補充することで 朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委 員長は、名実共に全朝鮮人民の一途な 意思と念願によって、推戴するわが党と国 家、武力の最高指導者、わが共和国を代 表する朝鮮民主主義人民共和国国務委 員会委員長としての法的地位がさらに強 固になり、国家事業全般に対する金正恩 同志の唯一的指導を確固として保障する ようになった。

これは金正恩同志を指導の中心、団結の中心に高く敬い、金正恩同志の指導に基づき、チュチェ革命偉業、社会主義強国建設偉業を最後まで完成していくわが人民の一途な意志と念願の崇高な発現となり、金日成民族、金正日朝鮮の隆盛、繁栄を保障する万年大計の土台を築く画期的な措置となる。

社会主義憲法を再び修正、補充するようになった立法的趣旨は、第3に、社会主義強国建設のため闘争が深化する現実発展の要求を反映した新しい政策的意図を反映しようということある。

修正、補充された憲法では、第1章第13 条に記述してあった「…大衆の自覚的熱 誠を呼び起こす青山里精神、青山里方法 を貫徹する。」を「…大衆の精神力と創造 力を高く発揚させる革命的事業方法を堅 持する。」に、

第2章「経済」の第26条2項に「情報化」 という表現を補充し「人民経済の主体化、 現代化、情報化、科学化」に、

第27条を「技術革命は社会主義経済 を発展させるための基本環であり、科学技 術力は、国の最も重要な戦略的資源である。

国家は、すべての経済活動で科学技術 の主導的役割を高め、科学技術と生産を 一体化し、大衆的技術革新運動を力強く 広げ、経済建設を推し進めていく。」に修正 し、

第32条「…実利を保障する原則を確固 と堅持する。」をさらに付け加え、

第33条「…大安の事業体系と農村経理を企業的方法で指導する農業指導体系によって経済を指導管理する。」を「… 内閣の役割を決定的に高める。国家は、経済管理において、社会主義企業責任管理制を実施し、原価、価格、収益性等の経済空間を正しく利用するようにする。」に修正、補充した。

第36条2項「国家は完全な平等と互 恵の原則において、対外貿易を発展させ る。」を「国家は、対外貿易において、信 用を守り、貿易構造を改善し、平等と互恵 の原則で対外経済関係を拡大発展させ る。」に修正、補充した。

これにあわせて、第4条1項と第8条2項において、「勤労インテリ」を「知識人」に、 青山里精神、青山里方法を具現について 規定した第13条を「国家は、群衆路線を 具現し、大衆の中に入り、問題解決の方 途を探し、政治事業、人との事業を先立た せ、大衆の精神力と創造力を高く発揚させる革命的事業方法を堅持する。」に修正した。

社会主義文明国建設のため党の政策的意図を反映し、第3章「文化」の第40条において、「全社会をインテリ化する。」を「全民科学技術人材化を推し進める。」

第41条2項を「国家は、社会主義的民族文化建設において、帝国主義の文化的浸透を排撃し、主体性の原則と歴史主義原則、科学性の原則で民族文化遺産を保護し、社会主義の現実に合わせて継承発展させる。」に、

第43条を「国家は、社会主義教育学の 原理を具現し、子孫らを社会と集団、祖国 と人民のために闘争する真の愛国者に、 知徳体を備えた社会主義建設の建設者と して育てる。」に修正、補充した。

これと共に、第46条で「働きながら勉強する」を「働きながら学ぶ」に、「技術教育と社会科学、基礎科学教育の科学理論水準を高め、有能な技術者、専門家らを育て上げる。」を「教育内容と方法、教育条件と環境を不断に改善し、有能な科学技術人材らを育て上げる。」に、

第47条で「大学と専門学校学生」を 「大学生」に、第50条において、科学研究 部門に対する国家的投資を増やすという 内容を補充し「国家は、科学研究事業に おいて、主体を立て、先進科学技術を積 極的に受け入れ、科学研究部門に対する 国家的投資を増やし、新たな科学技術分 野を開拓し、国の科学技術を世界的水準 に立たせ上げる。」に、

第56条において、保健部門に対する物質的保障事業を改善するという内容を補充し「国家は、全般的無償治療制を強固に発展させ、医師担当区域制と予防医学制度を強化し、保健部門に対する物質的保障事業を改善し、人々の生命を保護し、勤労者の健康を増進させる。」に修正した。

この他、修正された憲法では、第60条において「軍隊と人民」を「人民たちと人民 軍将兵たち」に、第5章「公民の基本権利 と義務」の第72条において「不具」を「身 体障害」に修正した。

朝鮮民主主義人民共和国は、これからも社会主義強国建設と変化する現実を 正確に反映し、社会主義憲法をはじめとする法規範と規定をより細分化、具体化し、 科学的に制定完成し、適時に修正、補充 することで社会主義国家の人民的な政治 実現を法的に頼もしく保障していく考えで ある。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]